

事務連絡
平成20年4月3日

各
〔
都道府県
政令市
特別区
〕
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局総務課
生活習慣病対策室

厚生労働科学研究で取りまとめられた「アルコールの
影響と適度な飲酒について」の配布について

平成19年度厚生労働科学研究において、「我が国における飲酒の実態ならびに飲酒に関連する生活習慣病、公衆衛生上の諸問題とその対策に関する総合的研究」が行われ、今般、主任研究者より報告されるとともに、当該研究を踏まえて別添資料が作成されたところである。ついては、アルコールの影響について周知を図るとともに、アルコール対策に資するため配布することとしたので、別添資料を参考のうえ、アルコール対策の一層の推進に努められたい。

アルコールの影響と適度な飲酒について

アルコールの影響を理解しましょう

- 酩酊**：飲酒により、眠くなったり、判断力が鈍くなったりするため、交通事故の原因となります。また、短時間の大量の飲酒は急性アルコール中毒の原因となります。
- 臓器障害**：肝炎、肝硬変、脳卒中、がん等の多くの疾患と関係があります。
- 依存性**：長期にわたる大量の飲酒は、アルコール依存症の原因となります。
- 未成年者・胎児への影響**：未成年者の飲酒は健康への影響が大きく、また、妊娠している女性の飲酒は、胎児に悪影響を及ぼす危険性があります。

節度ある適度な飲酒を心がけましょう

- 1日当たりの純アルコール摂取量が20gを超えると、死亡率が増加することから、「節度ある適度な飲酒」として、1日当たりの飲酒量は純アルコール換算で、20g程度（ビール中瓶1本程度）が適当であるとされています。
- ただし、お酒を飲む習慣のない人に飲酒を勧めるものではありません。また、女性や65歳以上の高齢者、少量のお酒で顔が赤くなるお酒の分解能力の低い人などではより少ない量が望ましいとされています。

表. 主な酒類の換算の目安

お酒の種類	ビール (中瓶1本 500ml)	日本酒 (1合180ml)	ウイスキー (ダブル60ml)	焼酎(35 度) (1合180ml)	ワイン (1杯120ml)
度数	5%	15%	43%	35%	12%
純アルコール量	20g	22g	20g	50g	12g

*純アルコール1ml=0.8gとなります。

「多量飲酒」をやめましょう

- 1日当たり純アルコールを60g以上摂取する多量飲酒者では、アルコールが健康に与える影響も大きくなります。
- 個人差はありますが、60gのお酒を分解するためには、男性では、6~7時間、女性では約9時間かかるという報告があります。夜遅くまで、多量のお酒を飲んだ場合には、翌日にお酒がのこり、仕事がきちんとできなくなることがあると考えられます。
- 自らの健康のためにも、社会生活を適切におくるためにも、多量飲酒を避けるように、心がけましょう。

平成19年度厚生労働科学研究「わが国における飲酒の実態ならびに飲酒に関連する生活習慣病、公衆衛生上の諸問題とその対策に関する総合的研究」
主任研究者 石井裕正（慶應大学医学部名誉教授）

常習飲酒運転者対策の推進について

平成19年12月26日

常習飲酒運転者対策推進会議決定

飲酒運転を繰り返すという行為の背景に、常習飲酒者、多量飲酒者の存在、さらには、自らの飲酒行動をコントロールできなくなるアルコール依存症の問題が指摘されている。

飲酒運転の根絶を図るためには、飲酒運転に対する国民の意識改革を進めることが重要であるが、これに加え、常習飲酒者、多量飲酒者の減少を図ることが重要である。

また、アルコール依存症は「否認の病」といわれるように、自らが依存症であることを容易に認めたくない傾向が強いことから、何よりも先ず、本人の疾患の自覚と専門医療機関への受診を促すことが重要である。また、根本的な治療は断酒しがなく、再発する割合も高いことから、本人の意思だけでは解決することが難しいため、専門相談機関の支援とともに周囲の理解や協力が重要である。

このような問題意識の下、本会議において、本年6月に「当面の常習飲酒運転者対策について」（以下「当面の対策」という。）を決定し、諸施策を実施してきたところである。

今後、これまでの実施状況を踏まえ、国民の健康増進を図りつつ、飲酒運転の根絶を図るため、関係省庁、関係団体の連携により、以下の取組を実施する。

1 アルコールの影響や専門相談機関等の周知

当面の対策を受け、内閣府は、厚生労働省の協力を得て、アルコール依存症についての相談を行っている全国の精神保健福祉センター、保健所のリストを作成し、都道府県等に送付した。

今後、内閣府において、厚生労働省の協力を得て、全国のアルコール依存症の専門医療機関、断酒会等の自助グループについて、都道府県別にリストを作成して、都道府県、都道府県警察等の関係機関に送付する。

また、内閣府において、ホームページを活用して、アルコールが身体に及ぼす影響等についての広報啓発を行うとともに、酒造会社のテレビ広告等に適正飲酒についての表示を追加するなど適正飲酒の積極的な広報の実施について、関係団体を通じて要請する。

さらに、飲酒運転については本人の怪我や車の損害は保険の対象とならないものがあること等についての周知を図るよう業界団体に要請する。

警察庁、国土交通省において、民間団体の協力も得つつ、安全運転管理者講習、運行管理者講習等各種講習の指導者がアルコールやアルコール依存症についての正しい知識をより一層習得できるよう、促す。

2 様々な機会をとらえた飲酒行動是正のための働きかけ

当面の対策を受け、内閣府は、都道府県等での飲酒行動是正のための啓発資料の作成に資するため、モデル的に栃木県と共同してリーフレットを作成したほか、一部の地方公共団体においても、アルコール依存症と飲酒運転の関係についてのリーフレットが作成され、運転免許の処分者講習等において活用されている。

今後、関係府省庁において、1のリストを活用して、各種安全運動、街頭指導時、運転免許の処分者講習等様々な機会をとらえた飲酒行動是正を促すための働きかけを、より一層推進する。

また、警察庁において、運転免許の処分者講習等において、常習飲酒等が疑われる者に対し、精神保健福祉センター等の専門相談機関、医療機関、断酒会等の自助グループ等の情報提供に努める。

3 運転免許の処分者講習の充実及び常習飲酒運転者の早期把握等

当面の対策を受け、警察庁は、運転免許の処分者講習において、飲酒運転違反者を集めて行う飲酒学級を積極的に設置するよう、都道府県警察本部を指導し、現在すべての都道府県警察において飲酒学級が設置されている。

今後、警察庁において、飲酒学級の継続的な設置について都道府県警察を指導するとともに、飲酒学級において、アルコール依存症の正確な知識の普及、飲酒ゴーグル等を活用した疑似体験を行うよう努めるなど、運転免許の処分者講習の内容の充実を図る。

また、常習飲酒運転者の早期発見、早期対応を図る観点からも、効果的かつ強力な飲酒運転の取締りを推進するとともに、飲酒運転が疑われる負傷者を救助・搬送した場合等において、消防、医療機関から警察への早期連絡の徹底を図る。

4 飲酒運転に関連する交通事犯受刑者及び保護観察対象者の処遇等の充実

当面の対策を受け、法務省は、飲酒運転の再犯を防ぐため、アルコール依存に対する有効な処遇について外部の専門家の意見を聴くなど受刑者に対する交通安全指導の充実、保護観察対象者に対する飲酒運転防止のための指導教材の作成に向けて、検討を進めた。

今後、法務省において、アルコール問題に取り組む自助グループによるグループワークの実施拡大等により、受刑者に対する交通安全指導の充実を図るとともに、アルコール依存に対応した新たな処遇プログラムを検討する。

また、平成20年度に保護観察対象者に対する飲酒運転防止のための指導教材を作成し、その指導を強化する。

5 飲酒行動是正のための事業者に対する働きかけ

厚生労働省及び事業者を所管する関係省庁において、あらゆる事業者を対象に、従業員に対するアルコールやアルコール依存症についての正しい知識の普

及・啓発とアルコール依存症の専門相談機関の情報提供を行うよう要請するとともに、アルコール問題に関する講習を行っている団体等の情報提供を行う。

6 自動車運送事業者等に対する働きかけ

国土交通省において、自動車運送事業者の業界団体において作成している飲酒運転防止対策マニュアルの適時適切な見直しと実施の徹底を要請するとともに、運行管理者に対する講習を実施している機関に対し、アルコール依存症の専門家の知見等を踏まえた運行管理者講習の内容の見直し等その一層の充実を図るよう要請する。

また、運転者全員に対しアルコール検知器を用いて検知を行っている自動車運送事業者の現状（バス 87%、タクシー 64%、トラック 53%）を踏まえ、自動車運送事業者におけるアルコール検知器の普及及びその適正な活用を図るよう更に要請する。

7 アルコール・インターロック装置の活用方策についての検討

当面の対策を受け、国土交通省は、警察庁、法務省、経済産業省等の協力を得て、アルコール・インターロック装置の技術的要件について検討を進め、技術指針（案）を取りまとめた。

今後、当該技術指針（案）等を踏まえ、内閣府において、関係省庁の協力を得て、平成20年度から、アルコール・インターロック装置の活用方策について多角的に検討する総合的な常習飲酒運転者対策についての調査を実施する。

また、国土交通省において、関係団体に対し、アルコール・インターロック装置に関する検討会最終取りまとめについて情報提供を行う。

8 各種調査の実施

警察庁において、平成20年度から、常習飲酒運転者等の実態や常習飲酒運転者に講ずべき安全対策について調査研究を行う。

また、関係府省において、飲酒運転違反者に対し、刑罰だけでなく教育・治療プログラムへの参加義務付け等を行っているDUIコート等の海外における常習飲酒運転者対策の事例及び実態調査を行う。

さらに、内閣府において、飲酒運転をした場合の保険支払のあり方等飲酒運転の根絶に資する自動車保険のあり方について検討を行う。

※DUI=Driving Under the Influence（アルコール・薬物の影響下での運転）